

経 済 産 業 省

20251008貿局第1号
輸入注意事項2025第12号
経済産業省貿易経済安全保障局

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け・輸入注意事項14第68号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年10月15日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「ダイヤモンド原石の輸入について」等の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け・輸入注意事項14第68号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年10月22日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改 正 後	現 行
3 当該貨物の輸入について 輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行います。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。 (1) (略) (2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。 ① 提出書類 (イ) (略) (ロ) <u>当該申請品目を申請する経緯を説明する書類（様式自由）</u> 1通 (ハ)・(ニ) (略) (ホ) <u>容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであることを証する書類</u> 1通 (ヘ)・(ト) (略) ②～③ (略) ④ 輸入の承認基準 <u>輸入の承認は、キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、当該輸入承認申請が上記3(2)①～③に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、行うものとする。ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、輸入注意事項2024第7号に定める手続により交付された経済産業大臣の確認書の提出があった場合に限る。</u>	3 当該貨物の輸入について 輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行います。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。 (1) (略) (2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。 ① 提出書類 (イ) (略) (ロ) <u>申請理由書（輸入注意事項55第76号の別紙1）</u> 1通 (ハ)・(ニ) (略) (ホ) <u>キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国等から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年4月30日の間に船積みされたものについては、上記(ニ)に代わって、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているもの又はこれに準ずるものに限る。）の写し</u> 1通 (ヘ)・(ト) (略) ②～③ (略) ④ 輸入の承認基準 <u>キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、輸入注意事項2024第7号に定める手続により交付された経済産業大臣の確認書の提出があった場合に限る。</u>

(削る) (削る) ⑤ 輸入時の注意事項 キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、<u>上記①(ホ)の書類が提出された場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。</u>また、①(ニ)に掲げる<u>キンバリー・プロセス証明書</u>については写しを控えた上、輸入時に原本を税関に提出してください。 4 (略)	<u>(イ) 上記①(ニ)から(ホ)に掲げる有効な証明書等が提出されていること。</u> <u>(ロ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる明らかな証拠があること。</u> ⑤ 輸入時の注意事項 キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、<u>上記④(ロ)に該当する場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。</u>また、①(ニ)に掲げる<u>キンバリー・プロセス証明書又は①(ホ)に掲げる“Government Letter of Comfort”</u>については写しを控えた上、輸入時に原本を税関に提出してください。 4 (略)
--	--

「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）

改 正 後	現 行
3 書面申請手続 (1) 提出書類 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。 ①～⑧ （略） ⑨移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（<u>有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件</u>）の3（6）に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。） （注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。 (2)・(3) （略）	3 書面申請手続 (1) 提出書類 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。 ①～⑧ （略） ⑨移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3（6）に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。） （注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。 (2)・(3) （略）